

伊賀市発注工事の受注者の皆様へ

消費税法改正法附則第 5 条第 3 項及び同附則第 7 条第 1 項の規定に基づく
経過措置の適用を受けた工事の取り扱いについて

伊賀市から受注した工事（伊賀市工事執行規則（平成 16 年 11 月 1 日規則第 169 号）第 2 条に規定する工事をいいます。）について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号。以下「消費税法改正法」という。）附則第 5 条第 3 項及び同附則第 7 条第 1 項の規定に基づく経過措置の適用を受ける場合は、下記の通り手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

1 消費税法改正法附則第 5 条第 8 項の通知について

受注した工事について、消費税法改正法附則第 5 条第 3 項の経過措置の適用を受ける場合の同条第 8 項の通知については、発注機関あて提出する請負代金請求書の適用欄等に「消費税法改正法附則第 5 条第 3 項の経過措置の適用を受けたものである。」と記載いただきますようお願いいたします。

2 消費税法改正法附則第 7 条第 4 項の通知について

受注した工事について、消費税法改正法附則第 7 条第 1 項の経過措置の適用を受ける場合の同条第 4 項の通知については、発注機関あて別添様式を提出いただきますようお願いいたします。

3 2 の通知提出後の変更契約等の手続きについて

消費税法改正法附則第 7 条第 4 項の通知を提出いただいた場合、同条第 1 項の経過措置の適用を受ける対価（以下「対価」といいます。）については改正前の税率が適用されますので、対価の額にかかる消費税率を 8%とする変更契約等を行います。

4 その他

消費税率改正に関する全般的なお問い合わせ、個別の納税に関する取扱いや手続等に関するお問い合わせについては、最寄りの税務署までお願いいたします。